令和３年度第１回廿日市市廃棄物減量等推進審議会　次第

開催日時：令和３年10月28日（木）9：30～
開催場所：はつかいちエネルギークリーンセンター大会議室

１　開会	
２　委員の紹介	資料１
３　審議会の運営について	資料２
４　会長、副会長の選出	
５　諮問	
６　報告	
１）前計画の実施状況について	資料３
７　審議	
１）審議会のスケジュールについて	資料４
２）アンケート調査内容及び方法について	資料５
８　その他	
９　閉会	

【配布資料】

○廿日市市廃棄物減量等推進審議会　委員名簿	資料１
○廿日市市廃棄物減量等推進審議会の運営について	資料２
○前計画の実施状況について	資料３
○廿日市市廃棄物減量等推進審議会のスケジュールについて	資料４
○ごみ処理に関するアンケート調査概要（案）	資料５

資料1

廿日市市廃棄物減量等推進審議会委員　名簿

任期　　令和　３　年９月８日から
　　令和　５　年９月７日まで

委　員（１２名）　　（区分毎５０音順・敬称略）

区　分	名　　前	役　　職
市　民	前田（まえだ）　幸子（さちこ）	廿日市市女性連合会佐伯支部委員
	正木（まさき）　文雄（ふみお）	宮島町総代会会長
	松本（まつもと）　妙子（たえこ）	廿日市市大野第六区
事業者	辰本（たつもと）　薫（かおる）	大野町商工会　理事
	柳原（やなぎはら）　邦典（くにのり）	廿日市市商工会議所副会頭
学識経験者	﨑田（さきた）　省吾（しょうご）	広島工業大学環境学部地球環境学科教授
	三浦（みうら）　浩之（ひろゆき）	広島修道大学 国際コミュニティ学部教授
関係団体	今津（いまづ）　俊昭（としあき）	廿日市市公衆衛生推進協議会会長
	齋藤（さいとう）　正裕（まさひろ）	廿日市市佐伯公衆衛生推進協議会会長
	新竹（しんたけ）　俊文（としふみ）	廿日市市宮島公衆衛生推進協議会会長
	広兼（ひろかね）　正義（まさよし）	廿日市市吉和公衆衛生推進協議会副会長
	横田（よこた）　光男（みつお）	廿日市市大野公衆衛生推進協議会会長

資料2

廿日市市廃棄物減量等推進審議会の運営について

廿日市市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）の運営にあたり、次のとおり申し合わせるものとする。

なお、審議会は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条の７」の定めのとおり置くものとし、「廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」及び「廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則」で示される内容に則り、一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水）に係る審議等を行うものとする。

1　審議会の公開について

審議会は、原則、公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めたときは、公開しないことができる。

2　傍聴人の定員について

傍聴に関して特に定員は定めない。ただし、審議会の会長（以下、「会長」という。）が、議事の進行に支障があると認めたときは、傍聴を制限することができる。

3　傍聴の手続きについて

審議会を傍聴しようとする者（以下、「傍聴人」という。）は、審議会当日に所定の場所で、住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

4　傍聴人の順守事項について

（１）審議会における議事等に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。

（２）傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではない。

（３）傍聴人は、すべて審議会の係員の指示に従うこと。

（４）その他審議会の秩序を乱し、または議事等の進行の妨害となるような行為をしないこと。

5　違反者に対する措置

傍聴人等が、この要領に示す事項に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人等を退場させることができる。

6　審議会の内容の公表について

審議会の議事録は摘録とし、その議事録を公表する。（議事録は委員に確認をいただいたものを公表）

7　委員が知り得た情報の守秘について

各委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【参考１】条例等の一部抜粋

○廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（抜粋）

（設置及び所掌事務）

第２３条の２　市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議するため、廿日市市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1)　一般廃棄物の減量に関する基本的事項

(2)　一般廃棄物の処理に関する基本的事項

(3)　その他一般廃棄物の減量及び処理に関し、市長が必要と認める事項

第２３条の３　審議会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、市民、事業者、学識経験者及び市の職員等のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

○廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営）

第１１条の２　廿日市市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長をそれぞれ１人置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

４　審議会は、会長が招集する。

５　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

６　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

８　審議会に関する庶務は、環境産業部廃棄物対策課において処理する。

【参考２】ごみ処理基本計画策定指針の一部抜粋

（３）一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第１条の３に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されている。また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）　と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されている。（下図参照）

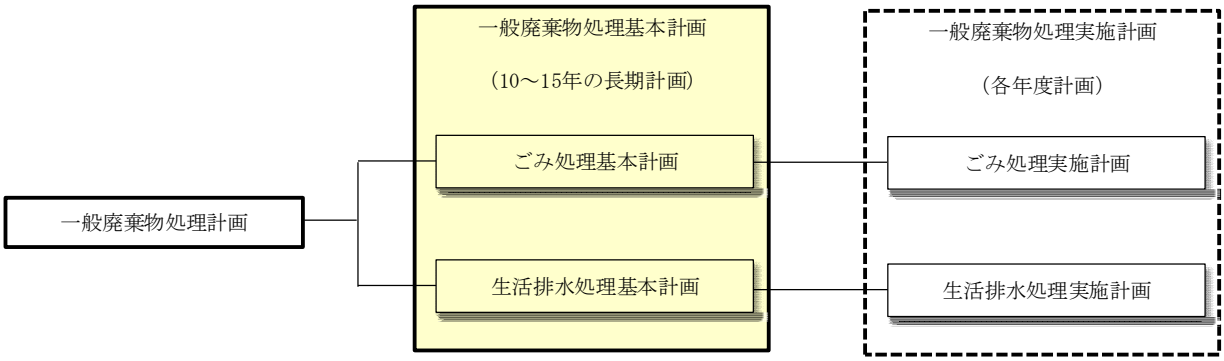

資料3

前計画の実施状況について

【数値目標】

前計画では、以下のとおり循環型社会形成に向けた数値目標（チャレンジ目標）として、計画目標年度（令和４年度）における家庭系ごみの原単位やリサイクル率等の各種目標値を設定している。本資料においては、目標値と実績との比較を行い、現在の状況を説明することが望ましいが、本市では、毎年 11 月頃に昨年度のごみ排出量等の実績の整理が完了するため、令和 2 年度の実績においても来月 11 月頃に整理が完了する予定である。

よって、ごみ排出量等に係る数値目標と実績の比較等については、次回の第 2 回審議会にて資料を提示し、内容を説明する予定である。

第4節 数値目標

1 循環型社会形成へのチャレンジ

本市のごみ排出量や再資源化量のレベルは、他都市と比べると平均より低いレベルにありますが、「恵まれた環境を未来につなぐまちに」を合言葉に、世界に誇れる環境先進市となるには十分とはいえません。そのため、循環型社会の形成など、環境にやさしく、自然生態系との共生を推進していくため全国トップクラスを目指します。

排出抑制目標や再資源化目標(リサイクル率)に関し、チャレンジ目標を次のとおりとします。これらの目標を達成すると、課題であるごみ処理に関する財政負担の削減や温室効果ガスの削減のチャレンジ目標を達成できます。

●図表 3-11　循環型社会形成に向けたチャレンジ目標

～ごみ排出量削減・再資源化量アップのチャレンジ目標～

	現状レベル		目標レベル
ごみ総排出量合計（集団回収含む）	860.0g/人・日（全国第 107 位）	目標 10 位	700g/人・日
家庭系収集ごみ排出量	543.5g/人・日（全国第 83 位）	目標 10 位	450g/人・日
リサイクル率（RDF，集団回収含む）	45.1%（全国第 14 位）	目標 10 位以内	50％

〔現状レベルは平成 23 年度実績値、全国順位※11 は平成 22 年度値による。〕

～ごみ処理経費・温室効果ガス削減のチャレンジ目標～

	現状レベル		目標レベル
ごみ処理経費	年間 18.27 億円（トン当たり 5.14 万円）	4万円/t	年間 14 億円※

〔現状レベルは平成 23 年度実績値による。〕

温室効果ガス	年間 15,000 t-CO_2/年	5％削減	年間14,000t-CO_2/年

〔現状レベルは平成 22 年度における推定値による。〕

※ごみ処理経費に関する目標レベルは、ごみ処理システムの抜本的な見直しを前提とします。

【ごみ減量化施策】

前計画で記載したごみ減量化施策及び現在の実施状況は、以下に示すとおりである。

なお、詳細は、別紙のとおりである。

：前計画における重点施策

：注力施策

大区分	中区分	小区分	
1. 排出抑制の推進	（1） 市民・事業者への意識の向上	No.1	≪注力≫市民への情報発信
		No.2	リサイクルプラザの有効活用
		No.3	市民・事業者交流イベントの開催
		No.4	事業者向けごみ減量等啓発資料作成
		No.5	排出事業者への減量指導等
	（2） 流通・販売事業者の協力	No.6	店頭回収・簡易包装協力店の普及
	（3） 協力体制の整備	No.7	廃棄物減量等推進審議会の運営
		No.8	公衆衛生推進協議会との連携
	（4） 回収・再利用システムの整備	No.9	≪注力≫資源回収報奨金制度
		No.10	≪注力≫生ごみ処理機等購入費補助制度
	（5） 経済的誘導システムの整備	No.11	≪重点≫家庭系ごみ処理の有料化導入
		No.12	レジ袋の有料化
2. 再資源化の推進	（1） 正しいごみの分別の促進	No.13	警告シールによる正しいごみ分別の啓発
		No.14	≪注力≫正しい分け方を促進するための広報・啓発資料作成
		No.15	転入者等への啓発
	（2） リサイクルの推進	No.16	事業系ごみの資源ごみ分別指導
		No.17	資源回収業者の協力
		No.18	≪注力≫小型家電製品のリサイクル
3. 適正処理の推進	（1） 収集運搬計画	No.19	≪注力≫福祉向上のための収集サービス（ふれあい収集）
		No.20	ごみ収集運搬業の許可
		No.21	収集運搬の効率化
	（2） 中間処理計画	No.22	旧焼却施設の解体と跡地の有効利用
		No.23	≪重点≫新ごみ処理システムの構築
	（3） 最終処分計画	No.24	最終処分場の延命化と維持管理
	（4） その他の計画	No.25	災害廃棄物対策
		No.26	≪注力≫不法投棄対策
		No.27	在宅医療系廃棄物対策
		No.28	≪注力≫資源ごみ持ち去り対策

資料4

廿日市市廃棄物減量等推進審議会のスケジュールについて

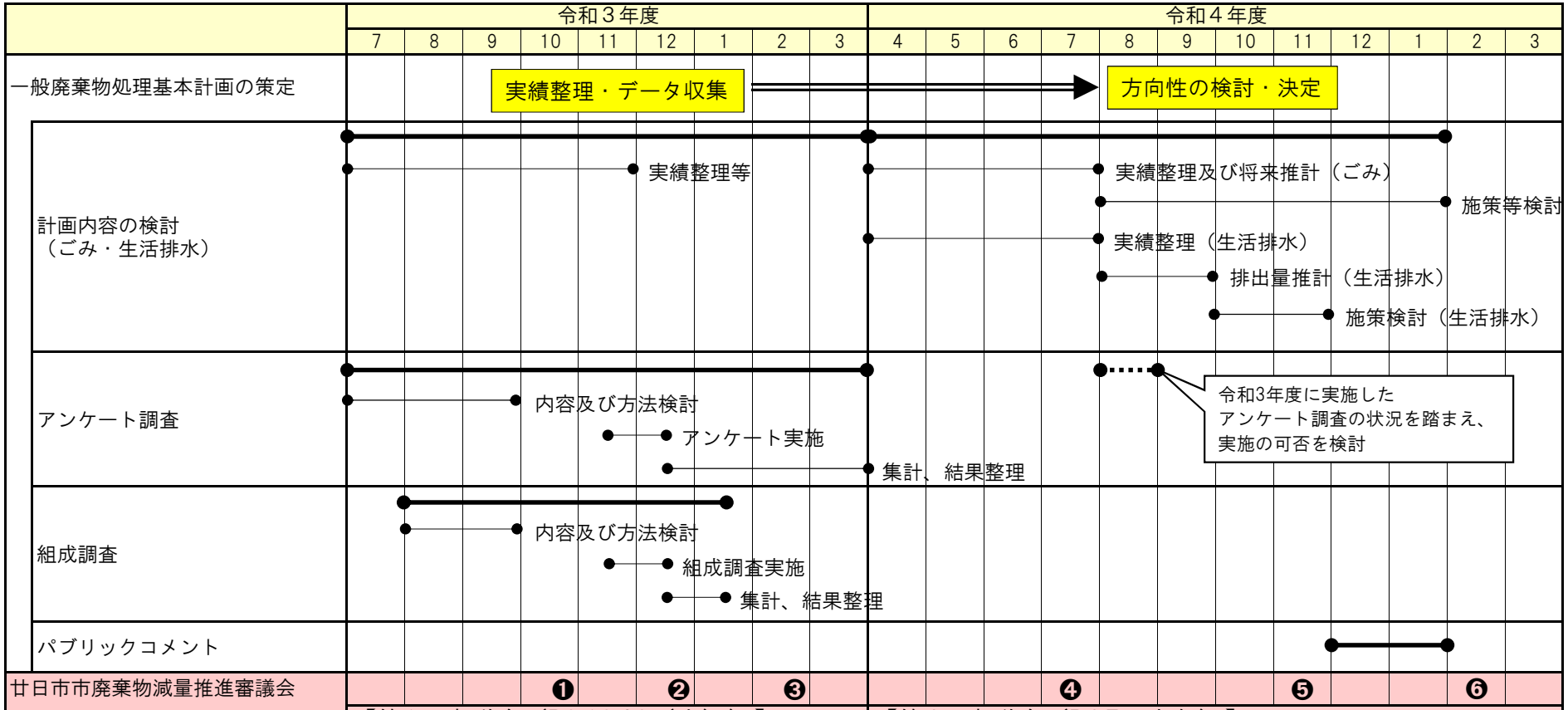

【第1回審議会（R3.10.28（木））】
・委員紹介
・審議会の運営について
・前計画の達成状況について
★審議会のスケジュールについて
★アンケート調査内容及び方法について

【第2回審議会（R3.12月下旬）】
・前回議事録の確認
・組成調査結果について
・アンケート調査結果（速報）について

【第3回審議会（R4.2月下旬）】
・前回議事録の確認
・アンケート調査結果について

【第4回審議会（R4.7月中旬）】
・前回議事録の確認
★ごみの発生量及び処理量の実績及び将来推計結果について

【第5回審議会（R4.11月中旬）】
・前回議事録の確認
★生活排水処理量の実績及び将来推計結果について
★ごみ減量化施策について
★分別の区分について
★生活排水に係る計画を実現するための施策について

【第6回審議会（R5.2月中旬）】
・前回議事録の確認
★一般廃棄物処理基本計画について
（※パブコメの結果をあわせて説明）

※ ★:審議事項、・:確認、報告等

ごみの有料化などに関する市民アンケート調査協力のお願い

市民のみなさまには、平素から廿日市市の環境行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、平成 24 年度にごみの減量やリサイクルなどごみの適正処理の基本的な方向性を示す一般廃棄物処理基本計画を策定し、重点施策の１つとして「家庭系ごみ処理の有料化導入」を取り決めました。計画にもとづき、令和 2 年 4 月から家庭系ごみ処理の有料化を開始し、約 1 年半が経過しました。ごみの有料化に伴い、市民のみなさまの生活やごみに対する意識・行動にどのような変化が生じたかをお聞きし、行政サービスの更なる向上に役立てたいと考えていますので、本アンケート調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和 3 年 11 月 26 日
廿日市市長　松本　太郎

■□　アンケートを記入する前に　□■

・本アンケート調査は、無作為に抽出した市民の方を対象としており、無記名方式による回答をお願いしています。

・本アンケート調査は、宛名のご本人がご記入ください。

・本アンケート調査の回答方法は、下記の２通りがあります。（調査内容は同じです。詳しくは次頁をご参考にしてください。）
　１）本調査書に直接記入し、返信用封筒に同封して返信する方法
　２）【アンケート調査Ａ　二次元バーコード】にアクセスし回答する方法

・ご記入いただいた本調査書は、同封の返信用封筒に入れ、令和 3 年 12 月 13 日（月）までにご返信ください。Web 回答の場合は、令和 3 年 12 月 13 日（月）までにご送信ください。

・本アンケート調査の対象とならなかった方にも、是非同様のアンケート調査へのご協力をお願いしたいと考えています。宛名のご本人以外でご協力いただける方は、次ページの【アンケート調査Ｂ　二次元バーコード】へアクセスし、回答してください。

・本アンケート調査の設問は 14 問で、ご回答いただくための時間はおよそ 20 分です。

・本アンケート調査書が不要となった場合は、雑誌・雑がみとして分別し、資源化にご協力ください。よろしくお願いいたします。

【アンケート調査に関するお問い合わせ先】

廿日市市環境産業部　循環型社会推進課（担当：鍛治谷（かじたに））

電話:0829-30-9133／ＦＡＸ:0829-31-0999／Ｅメール:junkansuishin@city.hatsukaichi.lg.jp

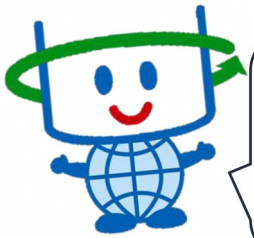

皆さんこんにちは！廿日市市の環境マスコットキャラクターの「ハーツくん」です。市民アンケート調査の回答方法は、下記のフローチャートを参考にしてくださいね！アンケート調査 A、B の質問内容は同じですので、下のフローチャートに従い、どちらか一方のアンケート調査にお答えください。

あなたは、アンケート調査の宛先のご本人ですか？

はい

回答方法を選んでください。

調査書に記入して返信

3ページ以降の回答用紙を、同封の返信用封筒に入れ市へ返送

二次元バーコードを読み取ってWebで回答

【アンケート調査A 二次元バーコード】

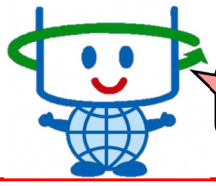

いいえ

【アンケート調査B 二次元バーコード】

宛名のご本人以外でご協力いただける方は、アンケート調査Ｂで Web 回答をお願いします！
例えばどんなひと？
宛名のご本人のご家族、ご友人など、廿日市市にお住いの皆さまです！

回答方法と回答例

【回答方法】

・回答方法は、選択方式と自由回答方式があります。選択方式は、あてはまる選択肢の番号を〇で囲む、又は選択してください。自由回答方式の場合は、回答欄に記入してください。

【回答例】

性別

1）男　　2）女　　3）その他

□問 2　燃やせるごみの有料化後の、あなたのご家庭における燃やせるごみ指定袋の使用枚数をお聞かせください。（複数回答可）

1．10ℓ（特小）：1 週間あたり　（　2）枚程度
2．20ℓ（ 小 ）：1 週間あたり　（　　）枚程度
3．30ℓ（ 中 ）：1 週間あたり　（　1）枚程度
4．45ℓ（ 大 ）：1 週間あたり　（　　）枚程度

あなたのことについて、お聞きします。

性別

1）男　　2）女　　3）その他

年齢

1）～19 歳　　2）20～29 歳　　3）30～39 歳
4）40～49 歳　　5）50～59 歳　　6）60～69 歳
7）70 歳～

世帯人数

1）1 人　　2）2 人　　3）3 人
4）4 人　　5）5 人　　6）6 人以上

お住いの地域

1）廿日市地域　　2）佐伯地域　　3）吉和地域
4）大野地域　　5）宮島地域

居住時期

1）令和 2 年 4 月以前から廿日市市に居住している
2）令和 2 年 4 月以降に廿日市市に居住している

有料化の開始により、あなたのご家庭の燃やせるごみの出し方について変化が表れたかお聞きします。

□問１　以前の袋と比べて燃やせるごみ指定袋の使用感についてお聞かせ下さい。（複数回答可）

１．素材が変わり、使いやすくなった
２．素材が変わり、使いにくくなった
３．袋の印刷が変わり、わかりやすくなった
４．袋の印刷が変わり、わかりにくくなった
５．ねこやカラスの被害が減った
６．その他、ごみ袋に関するご意見があればご記入ください。
（　　）

□問２　燃やせるごみの有料化後の、あなたのご家庭における燃やせるごみ指定袋の使用枚数をお聞かせください。（複数回答可）

１．10ℓ（特小）：１週間あたり　（　　）枚程度
２．20ℓ（ 小 ）：１週間あたり　（　　）枚程度
３．30ℓ（ 中 ）：１週間あたり　（　　）枚程度
４．45ℓ（ 大 ）：１週間あたり　（　　）枚程度

□問３　燃やせるごみの有料化が開始される前と後とで、あなたのご家庭から出される、燃やせるごみの量はどうなりましたか。

１．有料化開始前の 50%くらいになった　⇒問５へ
２．有料化開始前の 80%くらいになった　⇒問５へ
３．有料化開始前とあまり変らない　⇒問５へ
４．有料化開始前の 120%くらいになった　⇒問４へ
５．有料化開始前の 150%くらいになった　⇒問４へ
６．その他（　　）⇒問４へ

□問４　あなたのご家庭から出される燃やせるごみの量が増えた理由を教えてください。（複数回答可）

１．新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、家にいる時間が長くなったから
２．家族が増えたから
３．ネット通販の利用が増えたから
４．よくわからない
５．その他（　　）

□問５　燃やせるごみの有料化伴い、「燃やせるごみを捨てること」について、意識をするようになりましたか。

１．かなり意識をするようになった
２．少し意識をするようになった
３．特に意識をしていない

□問６　あなたのご家庭では、燃やせるごみを減らすためにどのようなことに気を付けていますか。（複数回答可）

＊＊＊【買うとき】＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

１．使い捨て製品を買わない、壊れにくく長持ちする製品を選ぶ
２．買い物袋を持参し、レジ袋を削減する
３．簡易包装やバラ売りを店に求める
４．すぐに流行遅れになったり、飽きたりしそうなものは買わない
５．レンタル・リースを利用する
６．不用品、中古品を扱う店、バザーやフリーマーケットを利用する
７．詰め替え製品を使う
８．買いすぎ、作りすぎをしない
９．できるだけリサイクルされた再生品を選ぶ
10. 特に気にしていない
11. その他（具体的に　　）

＊＊＊【捨てるとき】＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

12. 不用品、中古品を扱う店、バザーやフリーマーケットを利用する
13. 友人や知人に、不用品をゆずる
14. 壊れたものは捨てる前に修理して何度も使う
15. 分別できるものは分別を行っている
16. 電動生ごみ処理機※1やコンポスト容器等を使い※2減量化又は堆肥化している
17. 特に気にしていない
18. その他（具体的に　　）

※１　電動生ごみ処理機
　生ごみを処理機に入れ、乾燥、破砕、微生物による分解等により、減量・減容させる機械
※２　コンポスト容器等（段ボールコンポスト、キエーロ含む）
　生ごみと土を混ぜることで、生ごみを堆肥化するための容器

問７　生ごみや食品ロスを減らすために、あなたのご家庭では、どのようなことに取り組みたいですか。（複数回答可）

１．生ごみ処理機等を購入し、減量化に取り組む
２．コンポスト容器を購入し、堆肥化に取り組む
３．生ごみの水切りを徹底する
４．食べ切りを徹底する（作りすぎない）
５．使い切りを徹底する（買いすぎない）
６．フードバンク、フードドライブ※3に協力する
７．手前取り※4、見切り品などを購入する
８．その他（　　）

※３　フードバンク、フードドライブ
　品質等には問題がないが、市場に流通できない食べ物や家庭で余っている食べ物を寄付すること
※４　手前取り
　購入してすぐ食べる場合、商品棚の手前にある商品や販売期限の近い商品を積極的に選ぶこと

ごみの分け方・出し方についてお聞きします。

□問８　廿日市市では適正処理と再利用を進めるため、ごみは６種 10 分別※5 に分けて出していただくようお願いしています。６種 10 分別の方法は、ご存知でしょうか。

１．よくわかる
２．だいたいわかる
３．わからない

※５　６種 10 分別
　６種とは、①燃やせるごみ、②資源ごみ、③埋立ごみ、④大型ごみ、⑤小型及び複雑ごみ、⑥有害ごみのことをいいます。
　10 分別とは、上記６種のうち②資源ごみを５つ（「びん・かん類」、「プラスチック製容器（7 品目限定）」、「紙類」、「布類」、「剪定枝」）に細分化した 10 種類の分別　のことをいいます。

□問９　あなたのご家庭では、ごみを６種 10 分別に分けて出していますか。

１．必ず分別して出している　　⇒問 11 へ
２．たまに分別せずに出している　⇒問 10 へ
３．あまり分別せずに出している　⇒問 10 へ

□問 10　問９で「２．たまに分別せずに出している」、「３．あまり分別せずに出している」と回答された方にお聞きします。分別をしない理由はどのようなことが原因でしょうか。（複数回答可）

１．分別するのが面倒だから（少しぐらいよいと思ってしまう）
２．分別の方法がわからないから
３．分別したごみや資源物を収集日までおいておく場所がないから
４．その他（　　）

□問 11　資源物のうち、プラスチック製容器、紙類、布類の出し方についてお聞きします。あなたのご家庭では資源物をどこに出しますか。（複数回答可）

【プラスチック製容器】
１．ごみ集積所（白色の指定袋にいれ、資源ごみ回収日に出している）
２．地域の資源回収場所やスーパー等の店頭回収
３．その他（　　）

【紙類】
１．ごみ集積所（ひもで束ねて、資源ごみ回収日に出している）
２．地域の資源回収場所やスーパー等の店頭回収
３．その他（　　）

【布類】
１．ごみ集積所（白色の指定袋にいれ、資源ごみ回収日に出している）
２．地域の資源回収場所やリサイクルショップ、フリーマーケット
３．その他（　　）

ごみを考える上で重要なキーワードについてお聞きします。

□問 12　循環型社会※6を形成するためのキーワードとして、「３Ｒ」※7があげられます。
あなたはどの「Ｒ」が最も重要だと考えますか。

1．リデュース（Ｒｅｄｕｃｅ）ごみの発生抑制
　例）ごみとなるものを買わない、使い捨て製品を買わない等
2．リユース（Ｒｅｕｓｅ）　再使用
　例）一度使って不要になった製品や部品を再び使う等
3．リサイクル（Ｒｅｃｙｃｌｅ）　再資源化
　例）ごみを分別して出す、リサイクル品を購入する等

※６　循環型社会
　天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のことです。
※７　３Ｒ（スリーアール）
　３Ｒとはリデュース（Ｒｅｄｕｃｅ）、リユース（Ｒｅｕｓｅ）、リサイクル（Ｒｅｃｙｃｌｅ）のこと。廿日市市、国、県では、ごみの減量化を進めるため「３Ｒ（スリーアール）」を推進しています。

【ちょっと一息】

　廿日市市内で出される「燃やせるごみ」、「大型ごみ」と「小型および複雑ごみ」は、**はつかいちエネルギークリーンセンター**で適正に処理しています。
　ごみの焼却に伴い発生したエネルギーは、電気エネルギーに変換し、施設内の電気として使ったり、売電をしたりしています。
　また、ごみの焼却に伴い発生した熱は、はつかいちエネルギークリーンセンターの隣に立地する都市ガス工場に送っています。
　こうしたエネルギー活用により、世界最高レベルの、約 47%のエネルギー回収効率が可能な施設となっています。

写真：はつかいちエネルギークリーンセンター

見学もできますよ！詳しくは、廿日市市のホームページまで☆

あと少し！次が最後のページです！

本市に対するご要望についてお聞きします。

□問 13　廿日市市では、ごみ排出量削減目標の達成に向け様々な取り組みを行っています。次に示す取り組みであなたがご存知のものはどれですか？（複数回答可）

1．資源回収報奨金制度
2．ごみ分別やリサイクルの理解を深めてもらうための出前講座
3．電動生ごみ処理機購入費補助制度
4．廿日市市ごみ分別アプリ、ごみ分別早見表などごみ分別に係る広報・啓発資料の作成及び公表
5．小型家電製品のリサイクル
6．ふれあい収集（ごみの持ち出しが困難な世帯の戸別収集サービス）
7．はつかいちエネルギークリーンセンターの運営
8．不法投棄防止啓発看板の配布などの不法投棄対策
9．資源ごみ持ち去り禁止看板の配布や収集業者へ資源回収ステッカーの配布などの資源ごみ持ち去り対策
10．その他（　　）

□問 14　あなたが行政に望む廃棄物に関するサービス※8についてお伺いします。

1．今後実施してほしいサービス
詳細（　　）
2．現在実施しているサービスで、改善を望むサービス
詳細（　　）
3．現在実施しているサービスで、満足しているサービス
詳細（　　）

※8　行政サービス
現在実施している行政サービスは、問 13 に記載の取り組みのほか、ごみの収集や啓発活動などがあります。

その他、ごみ処理等に関してご意見がありましたら、ご記入ください。

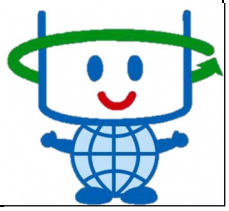

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。